

新潟都市計画 地区計画の変更（横越町決定）

都市計画横越東地区地区計画を次のように変更する。

名 称		横越東地区地区計画		
位 置		中蒲原郡横越町いぶき野一丁目、二丁目		
面 積		約9.0ヘクタール		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、主要地方道新潟港横越線（都市計画道路横越新潟線）に面した交通の利便性の高い地区であり、町総合体育館、消防署が地区内に立地し、町役場にも至近距離にあるなど、住宅地としての立地条件に恵まれた地区である。</p> <p>また、土地区画整理事業により、道路、公園、下水道等の都市基盤施設が計画的かつ一体的に整備された地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、健全で緑豊かな市街地の形成を図るとともに、幹線道路沿線にふさわしい適正な土地利用を誘導することを本地区計画の目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>地区西側については、良好な低層住宅地の環境を守るための土地利用を配置する。</p> <p>また、主要地方道沿線の地区東側については、用途混在を防止するため住宅等の立地を規制し、公共施設及び商業施設の環境及び利便を守るための土地利用を配置する。</p>		
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により整備された道路、公園等の維持、増進に努める。		
	建築物の整備の方針	<p>1. A地区 緑豊かな低層住宅地の形成を図るため、かき又はさくの構造について適切な規制誘導を行う。</p> <p>2. B地区 主要地方道（都市計画道路）沿線であることから、幹線道路沿線にふさわしい利便性の高い土地利用を図ることとし、良好な環境の形成及び保全のため、建築物の用途及びかき・さくの構造について適切な規制誘導を行う。</p>		
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区
		地区の面積	約6.2ヘクタール	約2.8ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(イ)項第1号から第3号に掲げるもの</p> <p>(2) 建築基準法別表第二(ニ)項第6号に掲げるもの</p>	
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面するかき又はさく（門柱及び門扉を除く）の構造は生垣とする。</p> <p>ただし、高さを道路面より0.4メートル以下としたもの、又は網状その他これに類する形状であるものとした場合はこの限りでない。</p>	

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

